

双日グループ贈収賄防止方針

双日グループは、グローバル企業として、贈収賄防止を経営上の重要な課題の一つと認識し、贈収賄防止の取り組みを徹底します。

1. 贈収賄の禁止

双日グループ役職員は、第三者（政府関係者を含むがこれに限りません）に対して、贈収賄行為を行いません。

2. 贈収賄防止関連法令の遵守

双日グループは、事業活動の推進にあたり、日本の不正競争防止法、米国の **Foreign Corrupt Practices Act**、英国の **Bribery Act 2010** および双日グループが事業活動を行う国・地域の法令を含む贈収賄防止に係る法令を遵守します。

3. 贈収賄防止マネジメントシステムの継続的改善

双日グループでは、贈収賄防止の取り組みを徹底するため、自社の事業活動、取扱い製品、サービスの性質、組織規模等に適合した贈収賄防止ルールを制定し、これを効果的に推進すべく贈収賄防止マネジメントシステムを構築しています。贈収賄防止マネジメントシステムの下、贈収賄防止目標の設定および定期的な見直しを行い、その継続的改善に努めます。

4. 贈収賄防止機能の権限と独立

贈収賄防止マネジメントシステムは、双日株式会社コンプライアンス委員長が権限を有してその運営にあたり、その履行の妥当性と有効性につき、コンプライアンス委員会が合理的な監視を実施します。

5. 社内相談・報告制度

双日グループでは、贈収賄行為を早期に発見し適切な措置を講ずるため、全役職員が利用可能な複数の社内相談・報告制度を設置しています。双日グループは、役職員に対し、贈収賄に関する懸念事項を認識した場合、この制度を利用した相談・報告を行うことを奨励し、相談・報告を行ったことに対する一切の報復措置を禁止します。

6. 贈収賄行為に対する措置

双日グループは、贈収賄に関する懸念事項の存在を認識した場合には、適切かつ必要な調査を実施し、調査の結果はコンプライアンス委員長またはコンプライアンス委員会において検討のうえ、関与者に対する処分等を含む厳正な措置を講じます。

2019年3月1日制定